

## 「働き方改革」準備できていますか？

今年4月から順次施行されております「働き方改革関連法」について、中小企業・小規模事業者の間でも様々な見直しがされています。労働力の確保と従業員の生活への多様な配慮が一層求められるようになり、中小企業・小規模事業者も「働き方改革関連法」を踏まえて事業経営を行っていかねばなりません。

「年5日間の有給取得の義務化」「残業時間の上限規制」など断片的な言葉や情報が飛び交い、何から準備すればよいのか分からないなど、これらに対応するため、働き方改革サポートオフィス山口の協力により専門家による個別相談会を開催いたします。

日時 令和2年2月13日(木)  
13:00～16:00

場所 新南陽商工会議所

内容 ① 年次有給休暇年5日の確実な取得  
② 時間外労働の上限規制の導入  
③ 正規と非正規の不合理な待遇差を禁止  
④ 外国人雇用における注意点  
⑤ 労働関係助成金の活用 など  
お困りのことがございましたら、何でもご相談ください。

相談料 無料

相談対応  
専門員 社会保険労務士

事前予約  
お問合せ 新南陽商工会議所 TEL: 0834-63-3315  
FAX: 0834-63-8397

※事前予約をされる場合は、下記申込書にご記入の上、直接お申込みいただくか、FAXまたは郵送にてお申込み下さい。当日のご参加も歓迎します。

## 「働き方改革」個別相談会 相談申込書

事業所名			
氏名		希望相談 時間	時 ~ 時
相談内容			

※今回、申込書にて頂いた情報は、新南陽商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用いたします。